

# 令和6年度 さいたま市立西浦和小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「いじめ防止対策推進法」の基本理念を踏まえ、学校教育目標でもある「素直で心豊かな子」の育成を目指し、「さいたま市立西浦和小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与える、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、アンケートや面談等、実効的な取組を定期的に行い、児童理解を深める。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、関係機関との連携を図る。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭  
学校運営協議会委員（育成会役員、自治会長、幼稚園園長、主任児童委員、  
PTA 役員、学校地域連携コーディネーター、学校事務）  
※必要に応じ、各学年生徒指導担当、各担任、スクールソーシャルワーカー、  
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、警察関係者等を招  
集できる。

#### (3) 開催

- ア 校内委員会（学校運営協議会と同時に開催）
- イ 臨時部会（必要に応じて、PTA 運営委員会等とあわせて開催）

#### (4) 内容

- ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- イ いじめの相談・通報の受け付け
- ウ 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、学  
校基本方針も含めた定期的検証と修正（PDCA サイクル）
- エ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の企画と実施
- オ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- カ 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約

- キ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報収集と記録、共有
- ク いじめの情報についての事実関係把握といじめであるか否かの判断
- ケ 発見されたいじめ事案への対応（被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携）
- コ 構成員の決定
- サ 重大事態への対応

## 2 西小さいじめストップ委員会

- (1) 目的：児童自らがいじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め合い、いじめの防止等の取組を推進・実践する。
- (2) 構成員：児童会会长、児童会副会長、児童会書記、及び、各委員会委員長
- (3) 開催：各学期1回程度
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校・地域に向け発信・提言していく。
  - ウ 提言した取組を推進する。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
  - 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に全教師の協力体制を整える。
  - 特別の教科 道徳の内容項目を年間計画に位置付け指導する。
- (2) 特別の教科 道徳の時間を通して
  - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目が重点的に計画されているので、年間指導計画を基に取り組み指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、本校の「いじめ撲滅強化月間」計画に沿って取り組む。
  - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・校長による講話、生徒指導主任からの指導
  - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの防止に向けた学級担任等による指導
  - ・学校便りやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
  - ・学校独自のアンケート及びヒアリングの実施

### 3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
  - 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人とかかわる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
  - 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようとする。
- 各学年での授業の実施 1～6年生 4、5月

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：5年生 2月

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底等

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣との机が離れている、すぐにトイレに行きたがる、グループ学習の様子 等

(3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」「いじり」「おふざけ」と称するからかいの存在、持ち物の紛失 等

(4) 給食：班から机を離して食べる、食欲不振、極端な盛り付け、当番の押し付け 等

(5) 登下校：独りぼっち、荷物を持たされる 等

(6) 情報共有：出席状況等で不自然なもの、いじめを疑われるものについて迅速に学年内で共有後、生徒指導主任が確認→教務へ提出→管理職へ報告し、全体で共有化

2 アンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの種類及び実施時期

①「心と生活のアンケート」：4月・9月・1月 ※人プロ実施後

②保護者・児童用アンケート：常時設置しておき、随時回収を行う。

(2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：面談対象者を担任・学年・生徒指導・管理職が把握する。

アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 毎月の生徒指導委員会で各学級の状況を把握し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

#### 4 教育相談日の実施

- (1) 年10回、教育相談日を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ①日常的に相談できる雰囲気づくり
  - ②さわやか相談室の充実
  - ③さわやか相談員との連携・情報共有の充実化

#### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：6月（個人面談後・いじめ撲滅強化月間時）  
11月・12月（役員会時） 計年3回実施
- (2) アンケート結果の活用：面談内容に応じて、学年・学校全体で情報共有する。  
面談内容に応じて、具体的な対応策・関係機関との連携を図る。

#### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：民生委員・主任児童委員連絡協議会等で情報交換を行う。
- (2) 防犯ボランティア：登下校やパトロールの際に情報交換を行う。
- (3) 学校運営協議会：学校運営協議会等で情報交換を行う。
- (4) 育成会・自治会：定例の育成会の会議等で情報交換を行う。

### VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。特定の教職員が、いじめに関する情報を抱え込み、報告を行わないことは法の規定に違反し得るということを周知し、組織的な対応を心がける。

なお、いじめが「解消している」状態は、「いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる」「被害児童が心身の苦痛を感じていない」の2つの要件が満たされている必要がある、ということについても共通理解を図る。

- 校長：情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を執る。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。  
必要に応じて、関係機関と連絡を取り合う。
- 教頭：情報の集約・整理を行う。
- 教務担当者：教頭を補佐し、学年主任、生徒指導主任とともに担任や児童に対する支援の体制を整える。
- 担任：事実確認のため、情報収集を行う。  
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。  
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当：学年主任の指導のもと、児童・担任の支援を行う。  
必要に応じて、他の児童から情報収集を行う。
- 学年主任：担当する学年の児童の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
管理職に報告する。
- 生徒指導主任：児童の情報を把握できる体制づくりをする。  
学年主任等へ指導・助言を行う。  
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。  
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任：必要に応じて、児童・保護者等の相談の場を設定する。

- 特別支援教育コーディネーター：問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭：該当児童の心のケアを行う。必要に応じて、保健室登校の準備を整える。
- スクールソーシャルワーカー：児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。又、専門的な立場から、保護者へのカウンセリング等の支援を行う。
- スクールカウンセラー：専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導・助言や児童・保護者へのカウンセリングを行う。
- 保護者：家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域：いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## **VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）**

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
  - ア) 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## **IX 研修**

○いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議で周知、共通理解する。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：「学校自己評価システム」内の質問項目に關係する内容を入れて実施し、その評価に基づいて、年度末に検証し次年度へ反映させる。

### 2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
  - 授業規律：学校全体で授業規律の徹底について取り組む。特に、年度当初には学年主任を中心に各学年で授業規律の徹底について目標を定めて取り組む。
  - 授業力向上：校内研修では、研究授業を中心とした実践的な研修に取り組み、指導力の向上を図る。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - 児童理解についての研修を、4月（職員会議内）、夏季休業日中（校内研修内）等で生徒指導・教育相談での対応力・判断力等の知識と技能を高めていく。
- (3) 情報モラル研修
  - 夏季休業中にインターネット・メール等についての研修会をICTサポーターの協力も得ながら行う。

## **X P D C Aサイクル**

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期末とする。

### 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」
  - 内容：本校のいじめ防止基本方針にかかる内容項目について
  - 実施時期：7月、12月、2月とする。
  - 対象者：いじめ対策委員会メンバー
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：5月、11月、1月とする。※学校運営協議会と兼ねる
- (3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月、1月とする。